

令和5年度 第2回
大阪府部活動の在り方に関する研修会

教育庁保健体育課 競技スポーツグループ

【資料1】
講演に係る提供資料

子どもの成長とスポーツ指導

医療法人再生会 そばじまクリニック

理事長 傍島 聰

講師

傍島 聰 (そばじま さとし) 先生

そばじまクリニック 院長
整形外科医 (スポーツ整形外科)

東大阪の地元の皆さんに寄り添った医療の提供をするべく平成23年に開業。
各大学や医療機関と共同で骨・軟骨の再生医療の最先端医療研究中。
手術なしでの骨関節疾患の治療に臨む。
2002年～2004年 米国ピッツバーグ大学に留学。整形外科再生医療の研究に従事。
中学、高校、大学とバスケットボール部に所属。全てにおいてキャプテンを経験。



スポーツ基本法 2011年6月制定

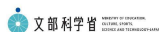


スポーツは、
世界共通の人類の文化である

スポーツ基本法の前文は、この言葉から始まります。
前文では、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

スポーツ基本法
スポーツの力で 日本を元気に！

The Basic Act on Sports



女性アスリートの育成・支援プロジェクト



整形外科 Orthopedics

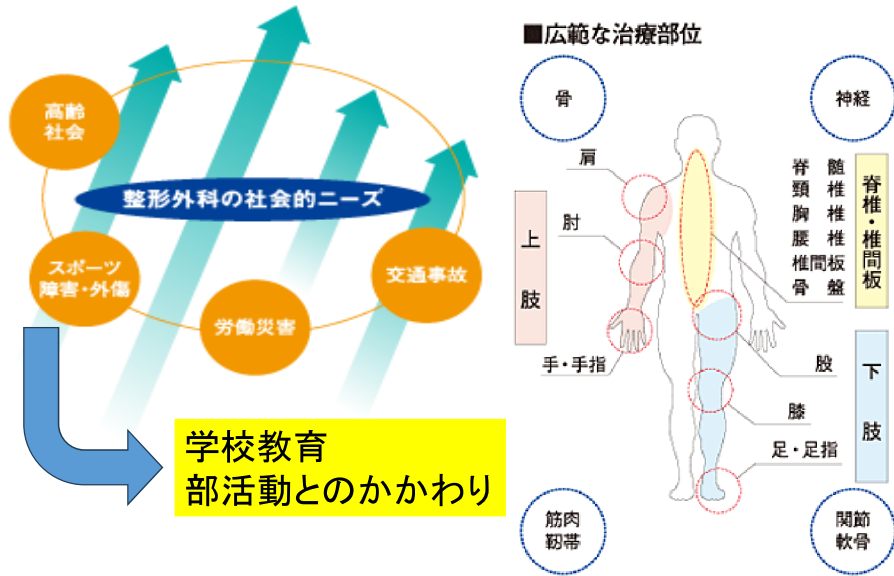
スポーツドクター:

一流スポーツ選手のみならず、学校スポーツやスポーツ愛好家に対する啓蒙や予防活動などの取り組み

- 一般整形外科医
- 脊椎脊髄外科医
- 関節外科医
- 手の外科医
- 足の外科医
- 骨・軟部腫瘍医
- 関節リウマチ外科医
- スポーツドクター
- 外傷整形外科医
- 骨代謝・骨粗鬆症医
- 小児整形外科医
- マイクロサージャリー医
- 産業医
- 運動器リハビリテーション医

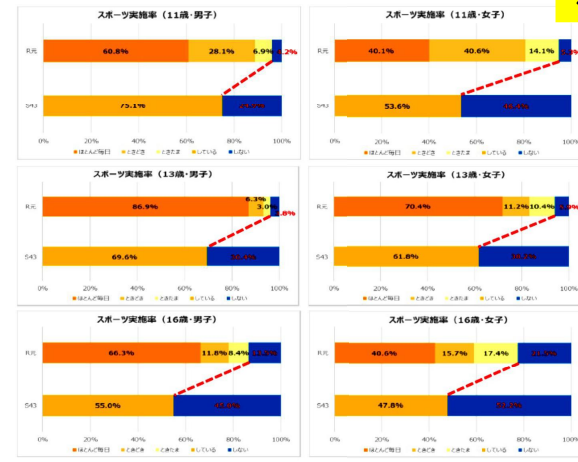


整形外科 Orthopedics



“遊び” から “習い事スポーツ” へ

【質問】 昭和43年度 運動の実施状況 (1.実施している 2.実施していない)
令和元年度 スポーツ実施状況 (1.ほとんど毎日 2.ときどき 3.ときたま 4.しない)



遊び
走る、跳ぶ、投げるといった基本動作を習得、身体能力を高めていく

- ・都市化による遊ぶ場所の不足
- ・少子化による遊び仲間の減少
- ・習い事等による遊び時間の減少
- ・遊びとして運動を経験する機会の減少
- ・子どもの身体活動量の減少
- ・基本的動作を自然に習得することが困難

図5-3 昭和43年度・令和元年度の運動・スポーツ実施状況比較

“遊び” から “習い事スポーツ” へ

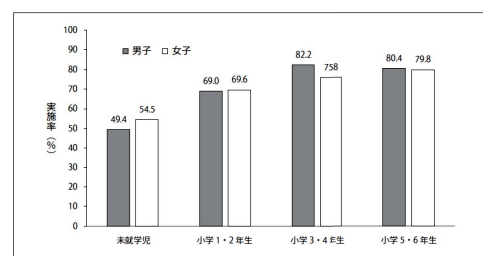


図1 習い事の実施率³⁾

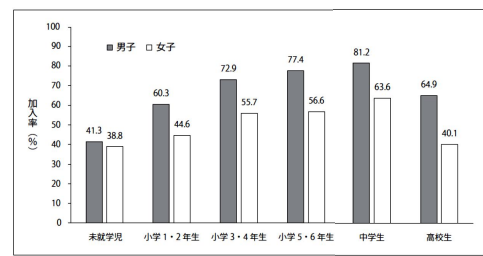


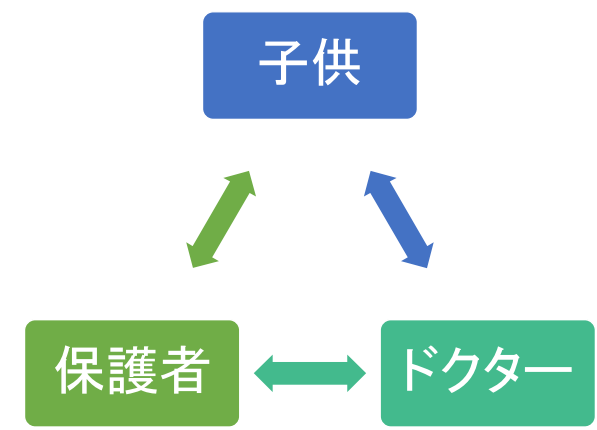
図2 スポーツクラブ・運動部への加入率⁴⁾

小・中・高生 スポーツ外来

- 学校部活動 or 外部クラブ
- スポーツ活動全般 (単一 or 複数のスポーツ)
- スポーツ頻度 週に何回 1回何時間
- 重要な大会が近いかどうか

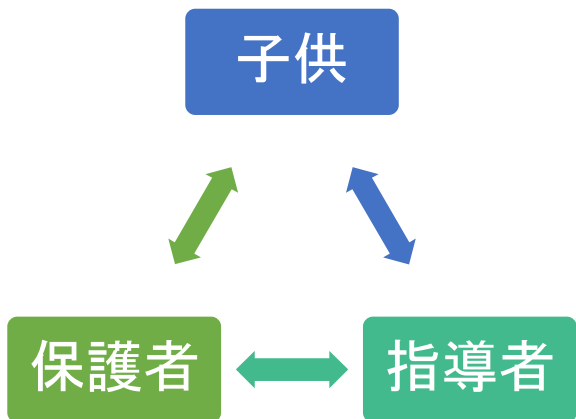
4) SSF スポーツライフ調査委員会。スポーツクラブ・運動部。In: 子ども・青少年のスポーツライフ・データ2017:4 ~21歳のスポーツライフに関する調査報告書。笹川スポーツ財団;東京:2017.

子どもの成長発達段階を考慮したスポーツ指導



- 子どものスポーツでは、指導者、保護者、子ども本人がスポーツの目的を十分理解
- 暦年齢だけでなく生理的な成長・発達段階を考慮した、子どもの特性を踏まえた指導

子どもの成長発達段階を考慮したスポーツ指導



- 子どものスポーツでは、指導者、保護者、子ども本人がスポーツの目的を十分理解
- 暦年齢だけでなく生理的な成長・発達段階を考慮した、子どもの特性を踏まえた指導

慶應保健研究(第38巻第1号, 2020)

子どもの成長発達段階を考慮したスポーツ指導

5. 個々の能力に合わせた指導:

子ども一人ひとりの能力や興味は異なります。個別のニーズに合わせて指導することで、各個人の成長を促進させることができます。

6. 社会性の育成:

スポーツは協調性やチームワークを育む絶好の機会です。競争だけでなく、協力や他者を尊重する精神を育てることもスポーツ教育の重要な側面です。

7. 健康とフィットネスの重視:

身体活動を通じて、健康的な生活習慣やフィットネスの重要性を教えることも重要です。

慶應保健研究(第38巻第1号, 2020)

子どもの成長発達段階を考慮したスポーツ指導

1. 発達段階の理解:

子どもたちは身体的、精神的に異なる成長段階にあります。各年齢および体格に適した指導方法を理解し、それに合わせてトレーニングを行うことが重要です。

2. 安全の確保:

子どもたちの安全を最優先に考え、怪我を防止するための環境と指導方法を整える必要があります。

3. 楽しみの提供:

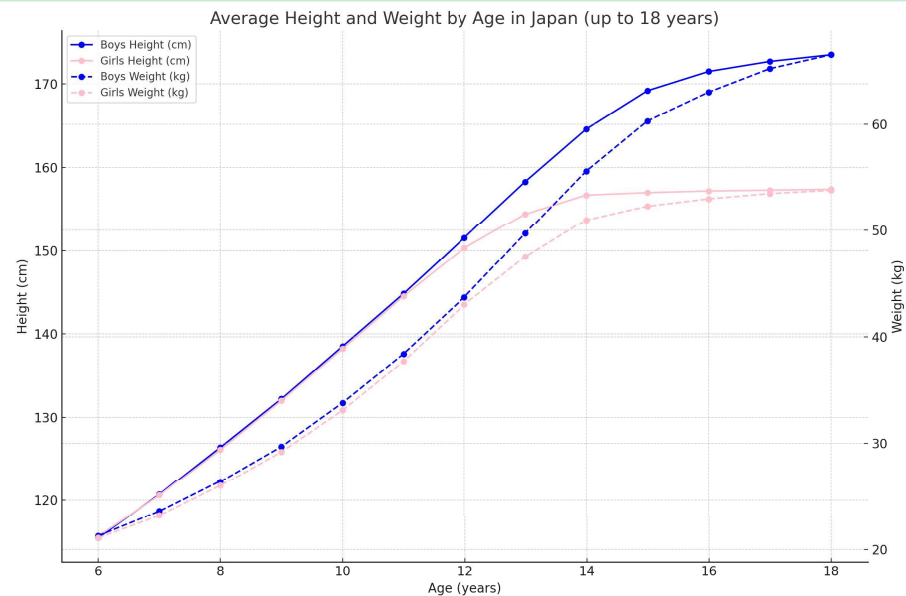
子どもたちにとってスポーツは楽しい活動でなければなりません。遊び心を取り入れモチベーションを維持するような指導が求められます。

4. 基本技術の重視:

基本的な技術やルールへの習得は、子どもたちのスポーツに対する理解を深める上で重要です。焦らず、一つ一つ丁寧に教えることが大切です。

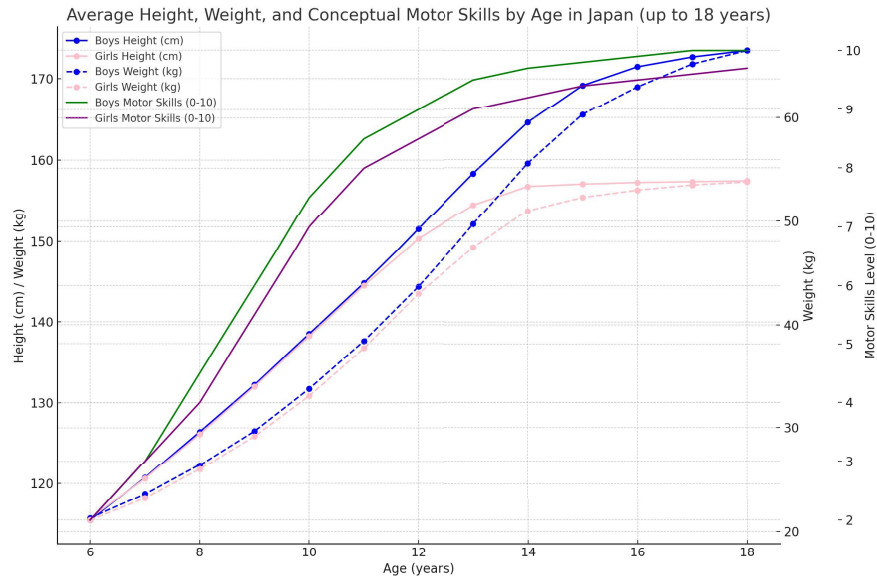
慶應保健研究(第38巻第1号, 2020)

身長・体重

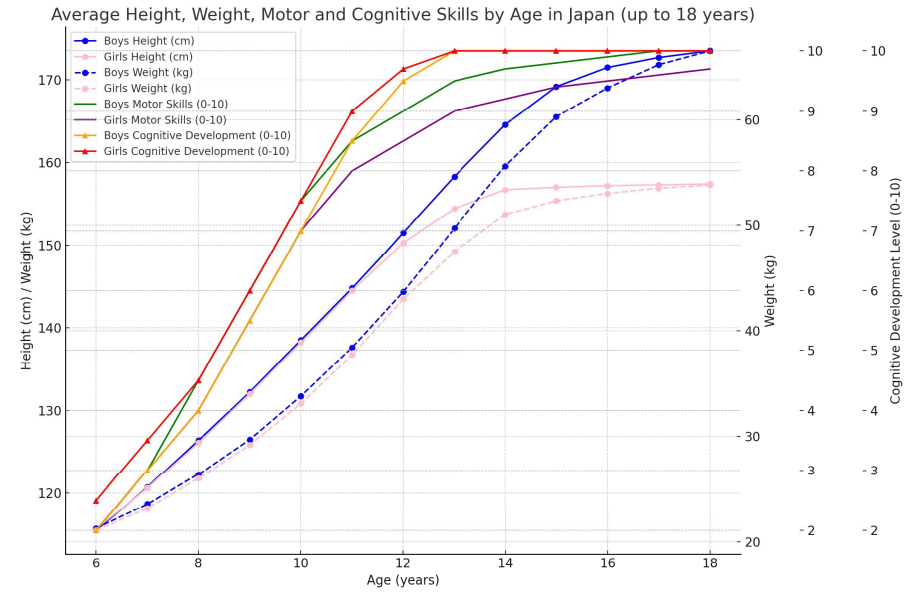


慶應保健研究(第38巻第1号, 2020)

身長・体重 & 運動発達 (Motor Skills)



身長・体重 & 運動発達 (Motor Skills) & 認知発達



「からだの成長」を知ろう！

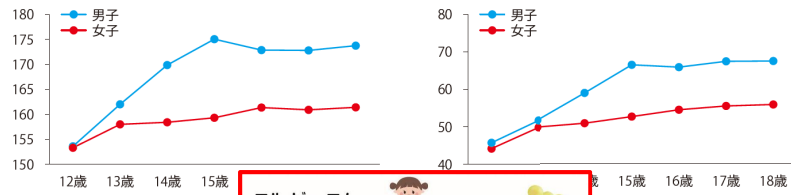


図1 身長 [cm]

$$LBM = \frac{\text{体重} - \text{脂肪}}{\text{kg}}$$
 エルピーエム (除脂肪体重)

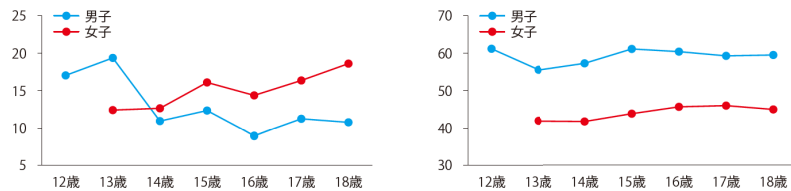
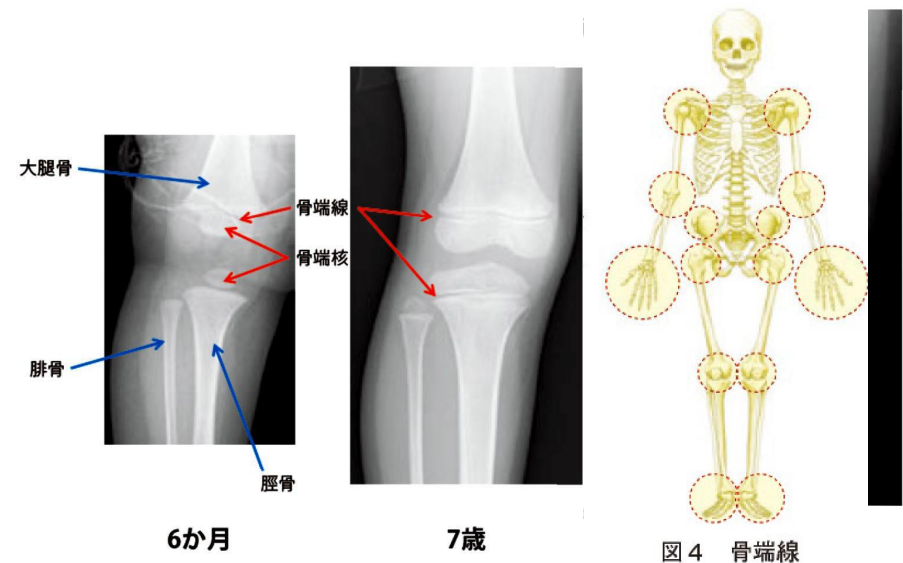


図3 体脂肪率 [%]

図4 除脂肪体重 [kg]

骨端線と骨端症 (1)



骨端線と骨端症 (2)

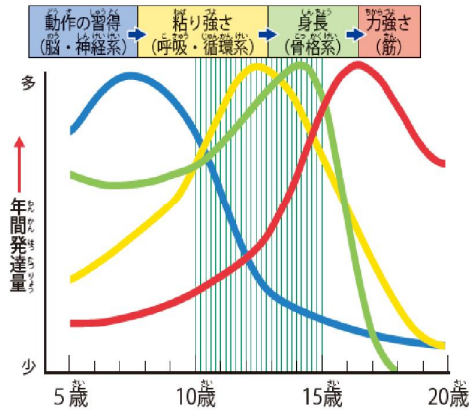


図5 スポーツに必要な能力の発達 (奥脇透, 2012より引用)

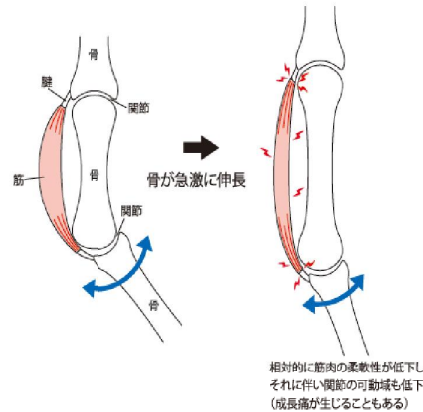


図6 成長と柔軟性低下の関係 (イメージ)

骨端線と骨端症 (3)

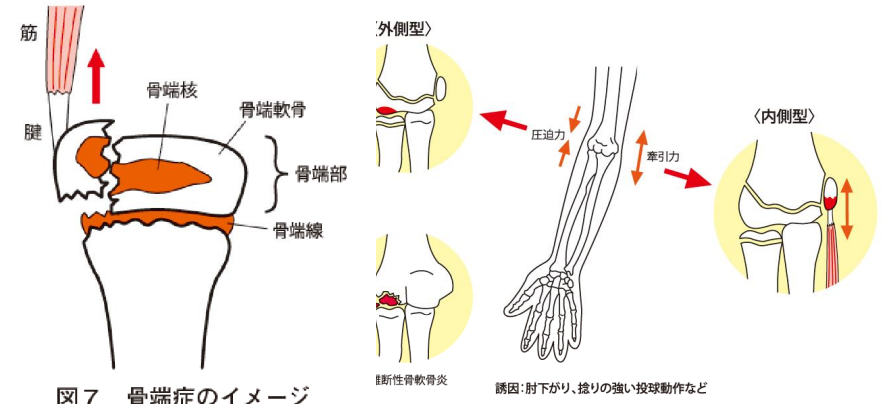
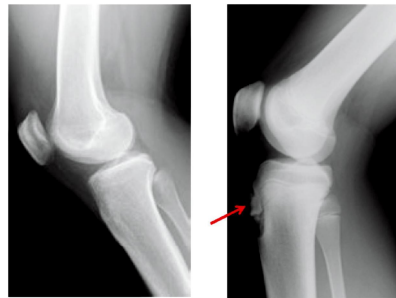


図7 骨端症のイメージ

図9 野球肘

骨端線と骨端症 (4)



a. 正常例 b. オスグット病
図10 膝関節側面単純レントゲン像
→脛骨粗面より剥がれて大きくなった骨片

●オスグット病 (Osgood-Shlatter病)

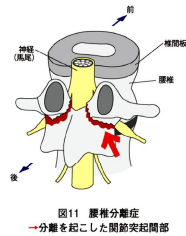


図11 腰椎分離症
→分離を起こした関節突起間部

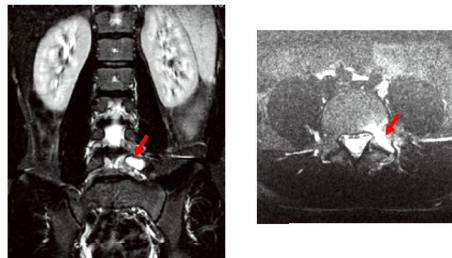


図12 腰分離症初期MRI像
→分離部。レントゲンやCTで疲労骨折部がはっきりしない時期から、信号変化が確認できる。

子どもの成長発達段階を考慮したスポーツ指導

表1 成長発達段階とスポーツ指導

年齢	発達の著しい器官 ¹²⁾	指導の目的 ¹²⁾	指導の内容
幼児期 (～6歳)	脳・神経系	上手になること	走る, 跳ぶ, 投げるなどの基本的動作を複合的に多く含む遊びを通して, 基本的動作を体得する ⁹⁾ 。
学童期 (7～11歳)	脳・神経系	上手になること	様々な運動やスポーツを経験して, 基本的動作を体得する ⁹⁾ 。
思春期 (12～14歳)	呼吸・循環系	粘り強くなること	やや長い時間 (20～30分), 運動を継続し, 基本的動作を長続きさせる能力を獲得する ¹²⁾ 。
青年期 (15～18歳)	筋・骨格系	力強くなること	ウェイトトレーニングを加えて, 基本的動作を長続きさせるとともに, 力強さを獲得する ¹²⁾ 。

澤井和彦, 武蔵芳照. 小児スポーツにおけるトレーニングのポイント. 小児のスポーツと健康, 日本臨床スポーツ医学学会学術委員会編, 診断と治療社, 東京, 1995

宮下充正. 年齢に応じた運動のすすめ. わかりやすい身体運動の科学. 杏林書院, 2004

骨端症：遷延治癒の特徴（オスグッド・シュラッター病の場合）

- 繰り返し発生するケース：
 1. 成長期の活動度：
特にスポーツを頻繁に行う子供たちに繰り返し発生することがあります。
 2. 不十分な休息：完全な休息を取らずに続けると、繰り返し発生するリスクが高い
- 治癒に長期間かかるケース：
 1. 重度の症状：症状が重い場合、または適切な治療を受けていない場合
 2. 成長の継続：成長期が続いている間は、症状が持続。成長を終えると自然治癒
- 特徴的なリスク要因：
 1. 過剰なトレーニング：過剰なトレーニングや、特にジャンプや走る動作が多い場合
 2. 柔軟性の不足：筋肉や腱の柔軟性が不足している場合

適切な休息
筋肉のストレッチや強化
活動の調整：治療計画の大きな因子

子どものスポーツ指導の弊害

1. スポーツを長く続けることができない

専門的な技能の養成を目的として行われた場合、多くの子どもが早い段階で自分の能力に見切りをつけ、そのスポーツをやめてしまう場合が多い。

2. オーバートレーニングを生じやすい

指導者や保護者の強い思い入れもあり、オーバートレーニングになりやすく、身体面だけでなく精神面における様々な障害につながる。

3. 選手寿命が短い

成長・発達が早くスポーツの成績に優れた子どもが、その後も成績が伸びるとは限らない。指導者の成長・発達段階への考慮が不十分な場合、寿命の短い選手が生まれてしまうことあり

4. 専門的なトレーニングに偏るため基礎体力の向上につながらない

スポーツを楽しむための基礎体力作りが重要な目的。
最初から個々のスポーツに専門的な指導を行う傾向が強くと、その結果、基礎体力の向上につながらない。

運動器検診からみえてくる傷害予防

● 運動過多に起因する傷害の予防：

1. セルフチェックとセルフコンディショニング
 - からだの硬さのチェックとストレッチングが重要である
 - 痛みを軽視しない
 - 関節の動きをチェックする
 - 練習をチェックする
2. 年齢や個々の体力・運動能力に応じた指導
3. 練習時間・練習計画への配慮
4. 競技特性への配慮

● 運動不足などに起因する“運動器機能不全”の早期発見と傷害の予防

● 積極的な外部活動によるスポーツ医学的知識の啓発

子どものスポーツ指導の弊害

5. 精神保健面に悪影響を与える

- ✓ 競争性を重視した専門的な技能の指導に重きが置かれた場合、心身の成長・発達段階にある子どもの精神保健面に大きな負担が生じる場合がある
- ✓ その結果、子どもたちは頭痛、腹痛などの身体症状、意欲低下、情緒不安などの精神症状、問題行動などを起こして、心の『SOS』を発信することがある。
- ✓ 指導者や保護者が早期に気づいて、対応を急ぐ必要がある
- ✓ 対応が遅れた場合、睡眠障害、抑うつ状態、摂食障害、パニック障害、適応障害などの精神疾患の発症につながる可能性あり
- ✓ 未熟な子どもは傷つきやすく、精神保健面の不調を生じやすいことを十分認識し、成長・発達段階に見合った指導が必要

中高生のスポーツと怪我

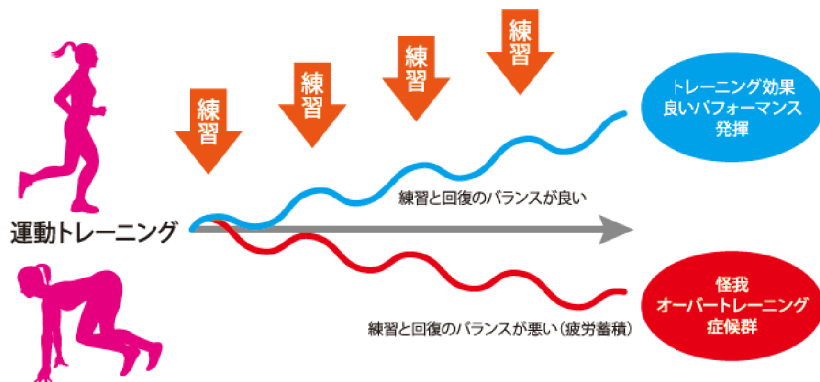


図2 トレーニングとオーバートレーニングの関係

今回のケガ、良かったですね。チャンスですよ！

怪我を治す以外に・・・

▪ (ただ休むのではなく)

- ✓ 自分の弱点を知る期間
- ✓ 自分の弱点を修正する期間
- ✓ 他の怪我につながる部分も修正する期間
- ✓ 新たな自分を創り上げる期間

怪我をしない体づくり・・・

つながるよ！パフォーマンス向上にも・・・

今回のケガ、良かったですね。チャンスですよ！

簡単な身体チェック

身体チェックで自分の身体のことを知ましょう。
トレーニングで変わったかどうかもチェック

柔軟性のチェック

a. 上背部・肩甲骨まわり



肘をつけて、目の高さまでつけたまま上げられる

c. 上背部・肩甲骨まわり



両手をそれぞれ上下から背中に回し、指を握ることができる

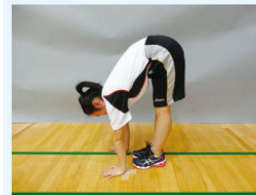
b. 上背部・肩甲骨まわり



あおむけでバンザイをして腰が浮かないように手が床につく

今回のケガ、良かったですね。チャンスですよ！

d. ハムストリングス



立位体前屈で両手が床につく

e. 大腿四頭筋



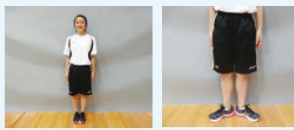
うつぶせで踵がおしりにつく

f. 足関節



立った姿勢から脚をそろえてしゃがむことができる

g. 股関節・殿部



立った姿勢で脚をそろえて、両足のつま先を外側180°開くことができる

h. 股関節・殿部



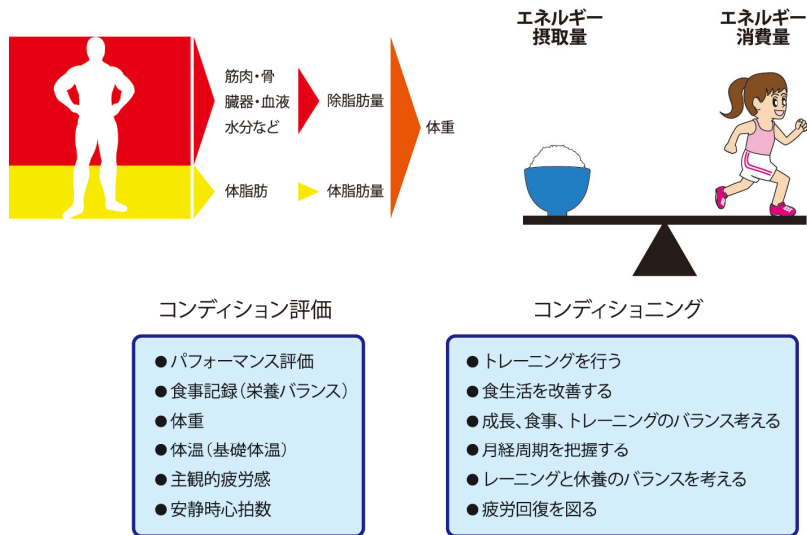
座った姿勢で、片脚ずつ内旋させて膝が床につく

i. 股関節・殿部

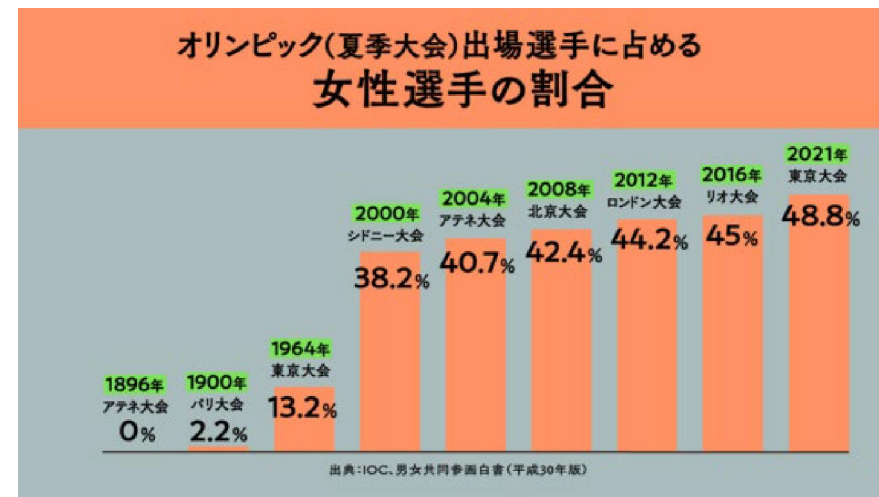


仰向けで片脚ずつ膝を抱えて、膝が胸部につく

今回のケガ、良かったですね。チャンスですよ！



女性アスリートの躍進



女子中高生のスポーツと怪我

女性選手に多い怪我

【アライメント(骨の並び)が関連]

- 膝蓋骨(お皿)の外傷・障害
(膝蓋骨(お皿)の脱臼(だっきゅう))

【関節弛緩性(ゆるみ)が関連]

- 足首の捻挫(ねんざ)
- 肩の亜脱臼(あだっきゅう)

【骨強度が関連]

- 疲労骨折
生理不順を伴う女性

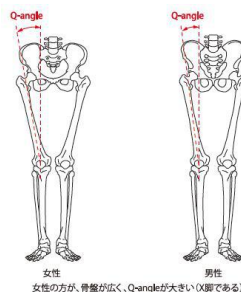
【複合要素が関連]

- ひざ前十字靭帯損傷

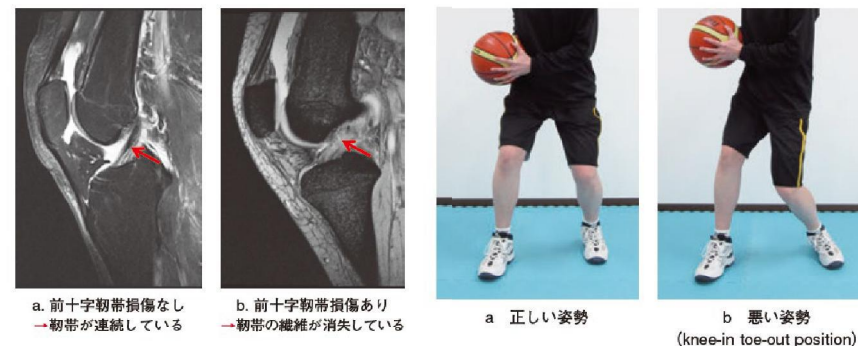
膝(ひざ)の靭帯(じんたい)損傷 前十字靭帯損傷

女性: 男性の2~8倍発症
女性の方が単独プレー中に受傷(非接触型約80%)

- 関連すると考えられる原因
X脚、関節弛緩性など
着地動作の違い
膝の屈曲が小さく外反が大きい(Knee-in toe-out)



女子中高生のスポーツと怪我



スポーツ分野における再生医療 @そばクリ



プロ・アマ・市民
アスリートの選手生命を
少しでも伸ばすために。

引退後のQOLを
向上させるために。
Quality of life(生活の質)

従来の治療法で症状が良くならない方や手術を希望されない方へ

繰り返すスポーツ障害や変形性関節症の
最新の治療法「再生医療」をご存知ですか？

そうやったんや血小板、お宝やったん！皮下脂肪

ヒポクラテス

(医学の父、医学の祖、紀元前460年～370年)



- からだ自体に不調を治す働きがある
- 「病氣」: 失われたバランスを身体が取り戻そうとしている状態
- 医者の主たる役割:
⇒ 身体が持つ自然に治癒しようとする性質を助けること

再生医療の発展・・・共に新しい世界へ！

健康で幸せな人生のために！！

スポーツ分野における再生医療

対象となるスポーツ傷害



令和5年度 第2回大阪府部活動の在り方に関する研修会

医療法人再生会



再生医療
部門

そばじま
クリニック

ご清聴を感謝致します

いつまでも健康な人生のために！！

医療法人・再生会 そばじまクリニック

理事長 傍島 聡

1 体罰・ハラスメントの根絶及びガバナンスについて

弁護士法人貴陽エスフロンティア法律事務所
弁護士 坂 房和
2024年2月8日 ホテルアウィーナ大阪

2 自己紹介

- 1 弁護士法人貴陽エスフロンティア法律事務所
役員弁護士 坂 房和
- 3 大阪弁護士会スポーツ・エンターテインメント法実務研究会世話人
- 3 大阪大学大学院 招聘准教授（スポーツ法）
- 4 関西学院大学体育会同窓倶楽部 常任幹事
- 5 大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議
- 6 体育会カヌー部 元主将・インカレ準優勝 等

3

本日の研修内容

- 第1 法やルールの本質・使い方
 - 1 法的三段論法
 - 2 法をあてはめて抽象から具体的に考えて処理するポイント
- 第2 処分をするときの手続きの流れ
 - 1 内部規定の策定
 - 2 事実認定の難しさ
- 第3 体罰・暴力・パワハラ・セクハラ
- 第4 連帯責任（一部の部員の行為がすべての部員に影響することの是非）
- 第5 指導者・監督者の責任
- 第6 判例紹介
- 第7 保険・リスクマネジメント

4

コンプライアンスとは

法令遵守

法令や規則、社会的規範、倫理、モラルなども含めて基本的ルールを守り活動していくこと

※ 法令に違反しないことはもちろん、社会的規範やモラルに反しない行動をとることまでも含むようになってきています

法ってどういうもの

- 1 法の本質は？
- 2 刑法・法に反すると刑罰、逮捕されるとのイメージ
- 3 法や規程の本質は「願い」
このようになりたい、このような組織にしたい、このようにスポーツを楽しみたいという願いをもとに作られるもの
- 4 法や規則は、スポーツを安全に人権を守りつつ最大限楽しんで行うための道具であって、縛ったり制限すること自体が目的ではありません
- 5 抽象と具体の行き来が大切

法的三段論法

- 1 大前提：法規等（法律、条文、条例、最高裁判例等）
- 2 小前提：具体的事実
- 3 結論：適用の結果、結論

具体例

- 1 大前提：大麻取締法第24条の2・大麻をみだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。
- 2 小前提：A君は、大麻を寮内の自らが管理するロッカーに保管して所持していた。
- 3 結論：A君は、5年以下の懲役に処される。

法律やルール、規範を理解する基本

- 1 法的三段論法
- 2 抽象と具体
- 3 手続きなどは全体の概要を掴んで各論を理解していくというのが法律や、判例を理解していくときの頭の中の構造になる
- 4 法律や判例、手続きは、建物、構造物のイメージ
- 5 あてはめは法律という包丁で事実を料理をする

スポーツ権

- 1 スポーツ権とは
スポーツ基本法前文
「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」
「全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」
スポーツを「する」「みる」「支える」権利
憲法13条(幸福追求権) 憲法25条(生存権) 憲法21条(表現の自由)
憲法26条(教育を受ける権利)
- 2 このような権利を実現していくために規程や規則があることとなります。
- 3 処分を受ける者の権利を侵害するという視点は持つべきもの

9 スポーツ団体が処分を行うときの流れとその注意点

- 1 規程違反、不祥事（暴力事件・パワハラ、セクハラ、横領等）が発生した際、指導者として処分を下す場合どのような事実認定を、誰から行い、どの規定に則って判断をするのか、関係先にどのように報告するか
- 2 法の仕組みや処分の手続きの流れや警察への対応等について、理解をしていることは、事件事故の際に必要な

10 不適切な処分をすること

- 部活動や団体が、説得性がなく不適切な不利益処分を行うと
- 1 人権侵害のリスク
処分対象者のスポーツをする権利や名誉を侵害するおそれ
 - 2 ガバナンス体制への批判と信頼の失墜
「身内を庇った軽すぎる処分」との批判を被害者から受けたり、マスコミからバッシングを受けたりすること
団体の信用失墜、求心力の低下
 - 3 スポーツ仲裁や裁判における処分無効のリスク
法的な紛争になる可能性

11 処分内容

例えば、以下等の処分内容が挙げられる

- 1 厳重注意
- 2 けん責
- 3 助成の停止
- 4 有期、無期の対外活動停止
- 5 有期、無期の活動停止
- 6 除名

12 処分における3つの注意すべき適正

- 1 処分対象者にも人権がある
- 2 スポーツ基本法5条
(スポーツ団体の努力義務・権利保護・透明性・基準)
- 3 適正な処分とは何か
 - (1) 処分を決める「ルール」の適正 ルールの存在とその内容 の適正
 - (2) 処分をするための「事実認定」の適正 調査方法と証拠の評価の適正
 - (3) 処分の「内容」の適正 平等原則や比例原則

スポーツ団体の処分を行う流れ

1 規程・ルール作成

(1) 規程の作成・確認

2 事実の調査・認定

(2) 現地調査・当事者・目撃者からのヒアリング

(3) 本人のヒアリング

(4) 証拠収集

3 弁明の機会・処分内容の決定

(5) 弁明の機会の付与

(6) 処分内容の決定

(7) 不服申立手続

(8) 処分の確定

処分を決める「ルール」の適正 ～規程の必要性～①

仮に部活やスポーツ団体に処分規程がない場合でも、対象者に対し不利益な処分ができるか。

罪刑法定主義

(裁判所であっても、法律に書いていない刑罰を科せない原則)

※ きちんと事前に規程は整えておく必要がある

処分を決める「ルール」の適正 ～規程の必要性～②

規程のチェックポイント

① 実体規程

誰が何をしたときに、どういう処分がされるのか

② 処分基準

処分の重さは、適切か妥当か

③ 処分手続の規程

どのような手続で処分がされるのか

→ 関係者が理解し周知することで適正な運用

処分をするための「事実認定」の適正

関係者からの聞き取りの際の注意点

- 1 5W1H (誰が、いつ、どこで、どのようにして、なにを、なぜ行ったのか) 基本的事実関係を忘れない。
- 2 目撃情報やそれ以外の証拠 (診断書など) の有無
- 3 通報者の希望、要望 (審査対象者の処分含む)
- 4 守秘義務があること

処分をするための「事実認定」の適正 ～調査担当者～

調査担当者は、外部の専門家に依頼しなければならないわけではないですが

- ① 公正で中立的な人物の採用
- ② できるならば親類、先輩後輩、友人等公平性に疑いをもたれる人物は避ける

処分をするための「事実認定」の適正 ～検察・警察や他団体との関係性～

- 1 刑事事件の捜査
判決が出るまでに1年以上の長期にわたる裁判が行われる可能性
- 2 部活動における迅速性が求められている状況の場合、団体独自の判断もあり得る
- 3 競技団体などの別団体の調査・判断

処分をするための「事実認定」の適正 ～証拠①～

- 1 秘密録音、録画
被害者等が秘密で、暴力等の現場を録画、録音したと言っているとき、このような証拠を事実認定に使用できるか
- 2 録音、録画の証拠力
原則として民事裁判やスポーツ団体の事実認定には使用してもよい

処分をするための「事実認定」の適正 ～証拠②～

- 1 噂話、また聞き等の伝聞
ヒアリングの証言の中に、また聞きや噂話などがあった時に事実認定の証拠にできるか
- 2 刑事訴訟法の伝聞法則
原則禁止、誤りが混入している場合があるので注意が必要です。

処分をするための「事実認定」の適正 ～証拠③～

- 1 自白
対象者が暴力行為をしたことは認めているが、具体的な態様が不明であるときに処分できるか。自白のみで処分が可能か
- 2 自白法則
自白のみによる認定は避ける。5W1Hは、弁明や不服申し立ての前提の事実になるので確認が必要です。事実関係が不明であれば、処分の可否、程度の判断の前提を欠き適正な手続きを履践できない

処分をするための「事実認定」の適正 ～弁明の機会の付与～

- 1 弁明の機会
事実調査によって事実関係も判明し客観的証拠がある場合に、処分対象者本人から直接話を聞かずに処分はできるか
- 2 弁明の機会の付与、適正手続き
適正手続きを経ていないと指摘され弁明の機会が与えられていないことを理由に後に処分が取消となる可能性
- 3 処分対象者から直接言い分を聞く機会の確保は重要

処分の「内容」の適正 ～処分内容の決定～

- 1 処分の内容は感覚などで恣意的に決定してはいけない
- 2 基準
 - ① 行為と処分の均衡（比例原則）
 - ② 過去の処分内容との均衡（平等原則）
 - ③ 考慮事項 行為の動機、態様、結果、故意又は過失の程度、処分対象者の地位・役職、過去における非違行為の有無・内容

などを総合的に考慮して説明を求められた時には一定の基準をもって回答できるような処分内容を決定すべき

日大アメフト悪質タックル問題①

事件概要

2018年5月6日 日大 v s 関学 アメフト定期戦、東京都調布市アミノバイタルフィールドの試合において、日大のDLの選手が、関学のQBの選手がパスを投げ終えてプレイを終えて無防備な体勢でいるにもかかわらず背後から、強烈にタックルをして、関学QBの選手が負傷し。その後も、2度ファウルを犯し退場処分となった事件

事件経緯①

2018・5・6 事件当日

- 5・22 日大DL選手会見 タックルは監督・コーチの指示
- 5・23 日大監督・コーチ会見 指示否定
- 5・29 関東学連、日大監督・コーチ除名処分
日大DL選手出場停止処分
- 5・31 関学QB選手、日大監督・コーチを傷害罪で告訴
- 6・29 日大第三者委員会、日大監督・コーチの指示認定

事件経緯②

- 7・30 日大、監督・コーチの懲戒解雇決定
- 10・4 日大DL選手、チームに復帰
- 11・13頃 東京地検、日大監督・コーチ、日大DL選手を不起訴処分
- 12・16 関学ファイターズ、甲子園ボウル制覇
- 2019 1・9 関東学連、日大と日大DLの出場停止解除承認
- 12・1 日大フェニックス1部トップリーグ復帰
- 12・12頃 日大と元監督が、東京地裁での和解、解雇撤回、自主退職

事実認定の程度

- 1 刑事事件 合理的な疑いを差し挟む余地のない程度
刑罰、懲役、罰金、人権侵害
 - 2 スポーツ団体の不利益処分
スポーツをする権利の侵害
 - 3 民事事件 高度の蓋然性
金銭的な解決
- ※ スポーツにおける不利益処分は刑罰まではいかないが不利益処分、民事よりは厳格な必要か

刑事処分と日大、関東学連の認定

- 1 東京地検 不起訴 白
- 2 関東学連 除名処分 黒
- 3 日大 懲戒解雇、後に自主退職で和解 グレー

※ 異なる事実認定が行なわれており、日大においては後の裁判において、和解。懲戒解雇が、自主退職に。

薬物犯罪の法律

- 1 大麻取締法
 - 2 覚醒剤取締法
覚醒剤及び覚醒剤原料の輸出入・所持・製造・譲渡し・譲受け・使用に関して必要な取り締まりを行うことを目的
 - 3 麻薬取締法
 - 4 あへん法
- ※ ほとんどが、覚せい剤取締法、大麻取締法違反
- 最近では、若者・学生の間で、大麻は有害ではないとして流行っている
- ※ 日大の事件でもあったが、大麻から覚醒剤に移行していく可能性が高く安易に手を出すことの危険性は学生に周知すべき

刑事事件の大まかな流れ

- 1 捜査・警察逮捕 取調べ 48時間以内に検察官送致
 - 2 検察 取調べ 24時間以内に勾留請求か釈放
 - 3 起訴前勾留 取調べ 10日間 さらに10日間延長可能
 - 4 起訴か、不起訴
 - 5 起訴の場合、起訴後勾留か保釈
 - 6 公判手続き 判決
- ※ 判決までのおおよそ半年～1年程度

体罰とは

- 1 体罰・・・学校教育法11条
「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない」
- 2 体罰とは・・・法務庁法務調査意見 長官回答（1948年12月22日）
「学校教育法11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち、(1)身体に対する侵害を内容とする懲戒－なぐる・けるの類－がこれに該当することはいうまでもないが、さらに、(2)被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解されなければならない。」

体罰の歴史

- 1 明治維新以降の「富国強兵」を目的とした体育
日本は楽しむスポーツという考え方より軍隊式、個人より集団、指導者の意思が優先する体育という意識が高い
- 2 第2次世界大戦前から戦中にかけての軍隊における訓練方法と軍隊秩序が、戦後の学校体育教育において指導者により持ち込まれ、スポーツ界に多大な影響を及ぼしているという考え方が有力

文科省の懲戒・体罰に関する指針

2007年2月 文科省が局長通知として「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」を示し、以下のように述べた。

「3 懲罰・体罰について (2) ……いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行なってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。」

スポーツ指導者の刑事責任

- 1 暴行罪・傷害罪
- 2 殺人罪
- 3 業務上過失致死罪 等

スポーツにおける体罰は、当然、違法行為で暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、殺人罪に問われる可能性

「しごき」においては、傷害罪、傷害致死罪も考えられるが、不注意で結果的に怪我を負わせたり、死に至らしめた場合は、業務上過失致死など

高校バスケットボール部体罰事件①

1 事案の概要

高校のバスケットボール部顧問が、部活動の指導に際し、同部のキャプテンだったA（当時17歳）に対する暴行（ビンタなど）を繰り返し加え、傷害を負わせるなどし、その後、Aが自殺した事案。Aの自殺前日の練習試合において、動画が残っており20発近く暴行を受けている状態であった。

高校バスケットボール部体罰事件②

1 事件経緯

- (1) 2012年12月23日 大阪市立高校バスケットボール部主将だった男子生徒が自宅で首つり自殺
- (2) 2013年1月9日 事件についての保護者説明会をきっかけに全国報道
- (3) 2013年1月12日 大阪市長が遺族に謝罪、直後に会見し「学校、市教委、市に100%責任がある」と謝罪
- (4) 2013年1月15日 市長が体育科入試の中止を発表
市教育委員会に「体罰・暴力行為等対策本部」が設置され、高校バスケット部、バレー部については無期限の活動停止が決定と報道
- (5) 2013年1月23日 男子生徒の父親がバスケット部顧問を暴行罪で刑事告訴

高校バスケットボール部体罰事件③

- (6) 2013年2月11日 市教委、顧問教師への聞き取り調査全容公表
(生徒の自殺前日も試合中に両手で顔面を4、5回叩たたき、頭を4、5回平手で殴ったと説明し、部員への体罰が状態化していたことを認める。)
- (7) 2013年2月13日 市教委、顧問教師の懲戒免職
- (8) 2013年5月1日 市外部監査チーム最終報告書公表
- (9) 2013年7月4日 大阪地方検察庁、傷害罪、暴行罪で在宅起訴
- (10) 2013年9月26日 大阪地方裁判所、懲役1年、執行猶予3年 有罪判決
- (11) 2016年2月24日 遺族の大阪市に対する国家賠償請求において、教諭の継続的な暴行や威圧的言動と生徒の自殺との間の民事上の因果関係を認め、東京地方裁判所は約7500万円の支払を命じた

高校バスケットボール部体罰事件④

大阪地裁判決H25・9・26 判決要旨

「被害者は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被っており、これは被害者の自殺及び被害者作成の書面からも明らかである。被害者は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに被告人が満足するプレーをしなかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被告人が書き残したように理不尽というほかない。また、被告人は、本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法であると妄信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。これらの事情からすると、被告人の刑事責任は軽視できない。」

部員の刑事責任 大学日本拳法部しごき傷害致死事件①

1 事案の概要

大学の日本拳法部の部員である被告人（当時3回生）が、新入部員である被害者が退部届を提出したことに立腹し、練習の名のもとに制裁を加えようと、いわゆるスーパーセーブと称する空手用の面を同人に装着させ、パンチンググローブを着用した手拳で同人の顔面を2回殴打する暴行を加えて致命傷を負わせ、その傷害により、被害者を死亡させた事案、懲役1年6ヶ月の実刑が言い渡された。（大阪地裁判決H4・7・20）

2 判決要旨

「スポーツとして行なわれる格闘技及びその練習が正当行為として違法性を阻却されるためには、スポーツを行なう目的で、ルールを守って行なわれ、かつ相手方の同意の範囲内で行なわれることを要するものと解される。」

「被告人の本件行為は日拳部の練習時間、練習場所において行なわれたものであるが、いかなる観点からもスポーツとして是認される日本拳法の練習とは言えず、それに名を借りた制裁行為と見るべきであり、到底正当行為と見ることはできない」

スポーツのプレイは、なぜ暴行・傷害罪にならないか？

構成要件該当性（行為、結果、因果関係、故意・過失）
違法性
責任

正当行為、正当業務行為、危険の引き受け

大学日本拳法部しごき傷害致死事件②

スポーツ活動中の行為が正当行為として違法性が阻却されるための要件として

- ① スポーツを行なう目的で行なわれたこと
 - ② ルールを守って行なわれたこと
 - ③ 相手方の同意の範囲内で行なわれたこと
- として、3つの要件を挙げる

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

1 日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟、連名で、2013年4月25日に出された。

2 宣言のはじめにの部分抜粋

「殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシャルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神や、ヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相容れないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。」

3 宣言の一部抜粋

「私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行なう者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。」

パワーハラスメントとは

令和元年5月29日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業

生活の充実等に関する法律」改正案が可決成立

パワーハラについて

- 「① 職場において行なわれる優越的な関係を背景とした言動であって、
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
③ その雇用する労働者の就業環境が害されること」としている。

文部科学省の資料

「同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動する者に対して、職務上の地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為・言動等」

パワハラ的行為類型

- 1 暴行・傷害（身体的な攻撃）
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5 業務上の合理性はなく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

パワハラ該当性の判断における考慮要素

「具体的には、目的（指導監督目的か、嫌がらせ目的か）、手段（目的を達成するために適切な手段が選択されているか、選択された手段が目的と合致しているか）、職場内の優位性が存するか（特に職制上の上下関係がない場合に、優位性を肯定できる事実関係が存するか）、業務上の特性として考慮すべき事情があるか（その業務はどのようなリスクを負っているか）といった事実関係を判断していくために必要となる考慮要素を聞き取っていくことが求められる。」

（「ハラスメント事件の弁護士実務 p 60、東京弁護士会法曹大体会 編者」）

スポーツにおけるパワハラの判断の参考となる

男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法11条1項

「事業主は、職場において行なわれる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」

対価型セクハラ

対価型セクハラ

職場において行なわれる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者が解雇、降格、減給等の作為のみならず、昇進の機会が与えられないというような不作為も含めて、不利益を受けること

具体例

- ① 事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該労働者を解雇すること
- ② 出張中の車中において上司が労働者の腰、胸等に触ったが、抵抗されたため、当該労働者について不利益な配置転換をすること
- ③ 営業所内において事業主が日頃から労働者に係る性的な事柄について、公然と発言していたが、抗議されたため、当該労働者を降格すること

（平成18年厚生労働省告示第615号から、抜粋）

環境型セクハラ

環境型セクハラ

職場において行なわれる労働者の意に反する性的な言動により、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。

具体例

- ① 事務所内において上司が労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること
- ② 同僚が取引先において労働者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと
- ③ 労働者が抗議しているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、当該労働者が苦痛に感じて業務に専念できないこと。

（平成18年厚生労働省告示第615号から、抜粋）

セクハラがなぜおこるか

- 1 スポーツ指導者と指導を受ける競技者との間にも上下関係、支配、服従の関係が存在する
- 2 各競技団体における女性指導者ないし女性役員の割合が低い
- 3 パワハラにも共通するが、その場のノリや、スポーツ特有の集団心理等

日本陸連 倫理に関するガイドライン①

セクハラをなくすために

- 1 このガイドラインにおいてセクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、陸上に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。
- 2 役員・指導者・競技者等は、自らがセクハラを行なうことのないように、指導者か競技者か等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない
 - ① セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるのではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものであること
 - ② 言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、親しみを表すつもりと言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること
 - ③ 「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができているから大丈夫」といった勝手な思い込みをしてはならないこと
 - ④ 指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるときには、本人の了解を得るとともに、できる限り、着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えぬよう配慮すること
 - ⑤ 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならないこと

日本陸連 倫理に関するガイドライン②

- ⑥ セクハラを受けた者は、指導者・先輩・同輩等との人間関係を考慮して拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意、合意と勘違いしてはならないこと。特に、指導者と競技者との間では、拒否の意思表示をすれば指導を受けられなくなるのではないかと、ひいては陸上競技を続けられなくなるのではないかといった思いから、明確な意思表示がされにくい構造にあること
- ⑦ セクハラに対する相手の対応により、指導のあり方や大会への出場選手選考等にあたって相手に不利益を与える扱いは、決してしてはならないこと。
- ⑧ セクハラは、男性が被害者となる場合もあるし、指導者と競技者との間や男女間だけでなく、競技者間（先輩・後輩間や同輩間）や同性間で起こる場合もあること。たとえば、性的な事柄に関する冷やかし、からかいは、いじめの問題であるとともに、セクハラの問題でもあること
- ⑨ 陸上競技に携わっている時間中のセクハラに注意するだけでは不十分であり、たとえば、大会終了後の飲食の場等におけるセクハラにも十分に注意すること

連帯責任

- 1 連帯責任
スポーツ権、スポーツをする、見る、支える権利への制約となる
- 2 民法、刑法でも個人責任が原則
スポーツの世界での制約は正当化できるか
憲法における違憲審査基準を参考に
 - ① 連帯責任を課す目的が合理的であること（目的の合理性）
 - ② その目的に照らし連帯責任を課すことが手段として相当であること（手段の相当性）
 以上の①、②を満たす場合には制約が正当化できると仮に考える

連帯責任の目的の合理性

1 目的の合理性として

ア 教育的配慮

違反行為をしていない選手が連帯責任により部活動を禁止される点にどのような教育的配慮があるか（どのような教訓を得られるのか）

イ 抑止的効果

違反行為をすれば他の部員に迷惑がかかるという心理的効果があるとしても、その抑止効果は、違反行為をすれば自己がスポーツをできなくなるという自己責任の範囲での心理効果と比べるとどれほどの優位性があるか

手段の相当性

2 手段の相当性

権利侵害の程度が低い他に取り得るべき手段はないか

例 教育プログラムの実施、研修の実施で代替できないか

※ チーム内に加害者と被害者が出た場合に被害者は被害を申し出れば自分自身も不利益が及ぶ可能性についてどう考えるか

処分規程における連帯責任

仮に連帯責任を課すとしても、処分を下す団体内部において、処分を課するための根拠規定の策定は大きな人権侵害の可能性のあることから必須といえる

1 実体規程

ア 処分対象行為の明確化が必要

- (ア) 団体自体の不祥事を対象とするか否か
- (イ) 個人の非違行為につき、団体活動に伴うものに限定するか否か
- (ウ) 処分対象行為の具体化（重大な行為への限定が必要）

イ 違反行為に直接関与していない者への帰責を正当化する事由の要件化が必要か

違反行為を把握しながら何ら防止措置や報告等をしなかった者が、団体内に多数存在等

処分規程による連帯責任

2 手続面の検討事項

ア 手続保障の方法 原則聴聞手続

イ 手続保障の対象者

当該チームの代表者（部長、監督等）だけでなく
選手の代表者も対象とするべきではないか

ウ チームの活動自粛との関係

処分権者（連盟、大学等）からチームに対し、処分前に活動自粛を勧奨できる旨の手続を設けるか

処分規程による連帯責任

3 処分内容での検討事項

軽減自由として考えられる事項

- 1 チームが既に社会的制裁を受けていること
- 2 チームが活動自粛したこと
- 3 当該チーム内で不祥事を起こした者を処分した等

指導者・監督・コーチの事故に対する責任

- 1 被害者との間に契約関係などがない場合
不法行為責任
- 2 契約関係がある場合
債務不履行責任
- 3 使用者責任・債務不履行責任
- 4 国家賠償責任

学校・指導者の民事上の責任の枠組み

1 不法行為責任

過失の内容

- ① 結果発生を予見できたのにしなかった（予見義務違反）
- ② 結果の発生を回避できたのにしなかった義務違反（結果回避義務違反）

※ 過失があったか否か

2 債務不履行責任

ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随的義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して負う義務として一般的に、安全配慮義務が認められる

※ 安全配慮義務違反があったか否か

3 国家賠償責任

国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員

判例・「公権力の行使」には、「公立学校における教師の教育活動も含まれる」としている

※ 最終的に国や公共団体から故意・重過失があれば個人が求償を受ける可能性もある

事故の類型における判例

- 1 スポーツ指導者の責任に関連する判例
 - ① 競技中の事故
 - ② 自然に関する事故
 - ③ セクハラ・パワハラ・体罰
- 2 スポーツ設備の所有者・管理者の責任に関連する判例
 - ① 施設における設置または管理の瑕疵
- 3 競技大会の主催者の責任に関連する判例
- 4 競技者の責任に関連する判例

徳島地判 H26・3・24

- 1 事案 公立高校2年生の硬式野球部員のXは、シートノックの際に、中継プレイのためマウンド方向に移動した。その後、Xが1塁方向に戻ろうとしたところ、監督Aがライト方向にノックした打球が、Xの右頭部を直撃した。その結果、Xは急性硬膜下血腫などの重傷を負った。
- 2 過失について
打球衝突予見可能性があり、しかも、結果回避可能性もあった監督Aは、ノックをする際に、部員Xの方を見てその動静を確認し、Xの状況によっては、Xの注意を喚起するかノックを一時中止して打球の衝突による危険を防止すべき注意義務を負っていたといえる。
- 3 監督Aの注意義務違反を認め、部員Xの国家賠償請求を認容

大阪地判 H16・5・28

- 1 事案 スキューバダイビングの初歩的資格取得のための海洋実習を行う目的でインストラクター1名と受講生6名で海洋に出たが、海岸から講習ポイントへの移動する間にインストラクターが受講生1名を見失い、当該受講生が溺死したことから、その両親がスクール主催会社とインストラクターに対し、計1億円弱の支払を請求
- 2 結論
連帯して、計8000万円弱の支払を命じる。
- 3 高度の注意義務
スキューバダイビングの初心者に対して水中で指導を行う講師には、極めて高度の注意義務が課されていると考えべきであるとし、その具体的内容として、スキューバダイビングの講習会の受講生の動静を常に把握し、受講生には異常な事態が生じた場合にはただちに適切な措置や救護をすべき義務を負う。
- 4 ポイント
初心者の指導には、より高度の注意義務が課される可能性が高い。
指導には、各競技者の技量に合わせた安全配慮が求められる。

大分地判 H25・3・21

- 1 事案 県立高校で、剣道部の練習中に部員であるAが熱中症などを発症して死亡した事故につき、Aの両親が顧問、副顧問には、適切に処置しなかった過失があるとして、顧問、副顧問、県、市に対し請求
- 2 結論
県、市に対する請求は一部認容、顧問、副顧問に対する請求は棄却
- 3 過失について
剣道には、熱中症発症のリスクがあるという前提に、顧問はAが竹刀を落としたのにそれに気づかず竹刀を構える仕草を続けるという行動を認識した時点で「直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送し、それまでの応急措置として適切な冷却措置をとるべき注意義務があった」として、顧問にはその義務に違反する過失があった。
- 4 ポイント
熱中症が生じた場合に適切な応急措置をとる義務、があるとされていることが特徴

東京高判 H25・7・3

- 1 事案 高等学校の柔道部に所属していた部員Xが、柔道大会の予選会前に行われたウォーミングアップ練習において同柔道部員に投げられたあと、急性硬膜下血腫を発症し、後遺障害を負ったため、Xが、顧問と学校法人に損害賠償請求
Xは、予選会の17日前に練習で投げられ頭痛を自覚し、病院を受診して脳震盪と診断されていた。
- 2 結論
学校法人に対する損害賠償請求、認容
- 3 安全配慮義務
柔道部の顧問教諭は、部員の体力、技量、健康状態などを十分に把握し、それに応じた適切な指導して、練習から生ずる部員Xの生命及び身体に対する事故を未然に防止すべき義務、具体的には、①自ら練習状況を監視・指導すべき義務、②練習状況を指導すべき安全配慮義務、③生徒が脳震盪の症状を呈した場合に重篤な頭部外傷の発生を回避する安全配慮義務を負っている。
平成12年又は15年ころからスポーツ指導者に向けた文献で、脳震盪後の競技への復帰については適切な判断をする必要があるといった趣旨の指摘がなされている。

落雷事故等の天候による事故

高校生がサッカーの試合中に落雷で後遺症の残る重大な障害を負った事案において裁判所での判決（最高裁平成18年3月13日判決）

裁判の差し戻し審の結果は、学校及び大会主催者は連帯して3億円支払えという重大なもの

「このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減少するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載などの内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督にしたがって行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなりえない」

落雷・熱中症などの天候異常への対応

スポーツ指導者・監督・コーチは

- 1 最近の急変する天候等の環境の変化に対しても少なくとも各競技団体から出されているガイドラインや市販されている等の手に入れられる安全に関する資料、さらには、スマホの天気情報など、最新の情報を手に入れ知識を常にアップデートしていくことが重要になります。
- 2 これは、競技内の事故に対しても同じと考えます。

最新の各競技における安全対策の資料、ガイドライン、各競技団体のHP等が上がっている資料、書籍、インターネット情報に目を通して安全を確保する義務が指導者にはあると考えられます。

熱中症対策

JSPO スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック 環境省 熱中症環境保健マニュアル



リスクマネジメント

- 1 ハイブリッドの法則
1つの重大事故の背後には、29の小さい事故と300もの異常があるとの法則
- 2 監督含め、コーチ、学生でリスクマネジメント担当を作り、リスクを洗い出す
- 3 事故や事件が発生した場合の、処理方法、伝達方法を事前に話し合いマニュアルを作成する
- 4 事件、事故が発生した場合は、監督、リスクマネジメント担当に情報を集中させ、早期に専門家、学校に報告し被害が拡大しない方法を適切に判断する
- 5 チーム内において事件事故が起きることを話し合う

保険の内容

- 1 スポーツ安全保険（スポーツ安全協会）
 - (1) 傷害保険 死亡保険金2000万円 後遺障害3000万円限度（4000万への増額予定あり）
アメリカンフットボール等は、750万円が限度
 - (2) 賠償責任保険 対人・対物1事故上限5億円 対人は1人上限1億円
 - 2 災害共済給付 義務教育・高等学校等 死亡保険金4000万円
 - 3 学生教育研究災害障害保険（学研災） 全国の大学・短大の8割が加入
死亡保険金 2000万円 後遺障害 60万円～1500万円
 - 4 各競技団体の見舞給付金 柔道・ラグビー 死亡見舞金 200万円
柔道 後遺障害 2000万円上限
 - 5 スポーツファシリティーズ保険
- ※ 保険の内容は日々変更するので最新の情報を調べてください。

参考書籍

- 1 「スポーツ事故対策マニュアル」
著・弁護士によるスポーツ安全対策検討会
(株)体育施設出版 平成29年7月31日 初版
- 2 「スポーツ事故の法的責任と予防」
著・日本スポーツ法学会
道和書院 2020年3月30日 初版
- 3 「スポーツにおけるハラスメントの弁護士実務」
編者・佐藤 大和・山本 健太
第一法規 2021年12月15日 初版
- 4 「Q&A スポーツの法律問題」第4版
編・スポーツ問題研究会
民事法研究会 平成30年4月13日 第4版第1刷

ご静聴ありがとうございました。

- ▶ 弁護士法人貴陽エスフロンティア法律事務所
 - ▶ 弁護士 坂 房和 大阪弁護士会所属
 - ▶ Mail saka@s-f.law
 - ▶ Tel 050-5374-1665
 - ▶ ホームページ <https://s-f.law/>
- ▶ 相談や質問、スポーツでこのような新しい取り組みをしてみたい等、いつでもお声がけください。

安心安全な連絡体制 リスクマネジメントについて

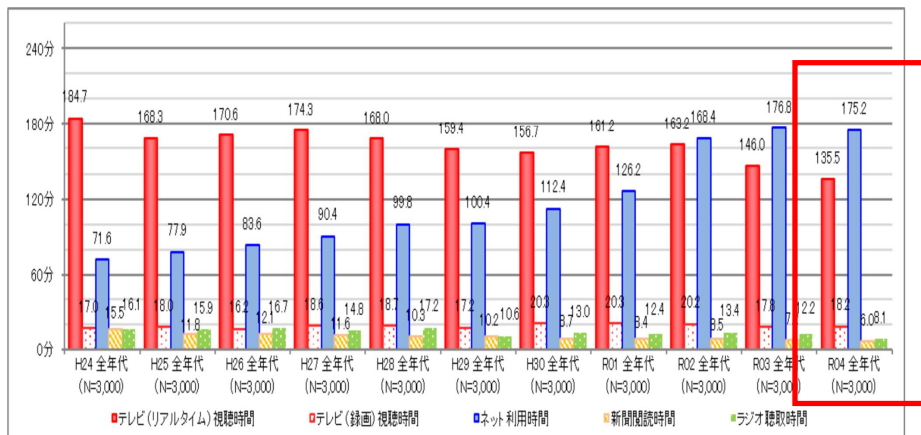
- SNS拡大と部活動のあり方の変化を受けて -



10-60代全年代合わせたの利用時間 テレビVSインターネット 多いのはどっち？

全年代の合計値でもネットとテレビの利用時間は既に逆転している

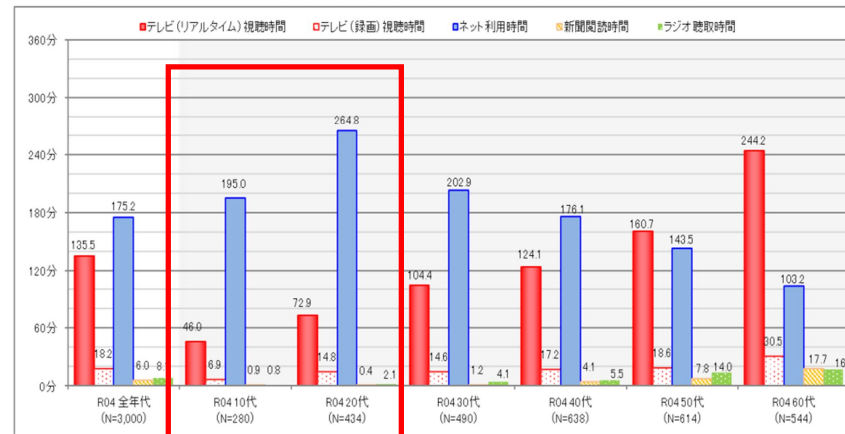
【経年】[平日]主なメディアの平均利用時間(全年代)



出典：総務省情報通信政策研究所『令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』

若年層に絞るとテレビの3倍以上ネットが利用され、
平日の1日平均3時間以上ネット利用されている

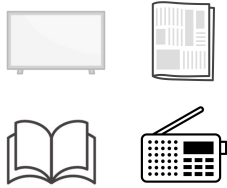
【令和4年度】[平日]主なメディアの平均利用時間(全年代・年代別)



出典：総務省情報通信政策研究所『令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書』

メディアの変遷

マスメディア
1950年代~



限られた組織が
一方的な情報発信



インターネット
【Web 1.0】
1990年代~



WEBサイトで誰でも
一方的な情報発信



インターネット
【Web 2.0】
2010年代~



SNSで誰でも
双方向な情報発信

ASFEEL 「学校の真のパートナー」をめざして

社名	アスフィール株式会社
設立	1993年10月（創業1948年4月）
代表者	代表取締役 山本 浩明
従業員	50名
売上	約18.8億円（2022年度）
本社所	〒400-0867 山梨県甲府市青沼3-17-15
支店所	〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-16 菅野ビル 6階・7階



学校記念品・プリントウェア事業
卒業記念品・卒業証書、クラスTシャツ等を提供



部活・クラブ・学校デジタル支援事業
EdTechツール、体育連盟向けホームページ等の提供



登壇者略歴

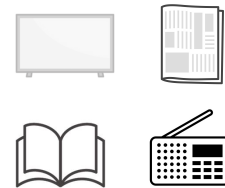


アスフィール株式会社
山本周平

- ・一橋大学大学院 経営管理プログラム 経営管理研究科 卒業
- ・東証プライム上場ITリサーチ企業 デジタル部門グループ長
- TV/Webログ分析・データ利活用の新規事業を担当
- ・現職 学校デジタル支援事業部 副責任者
- 部活・地域クラブ向けサービス企画開発を担当
- SNSに代わる部活の連絡管理システム「部活アプリ」を全国700校に導入
- 文科省スキームD（学校DX）など関連会議登壇多数
- ・その他
- 個人で月間20万viewのスポーツメディア、2万人のSNSを運営

メディアの変遷

マスメディア
1950年代~



限られた組織が
一方的な情報発信



インターネット
【Web 1.0】
1990年代~



WEBサイトで誰でも
一方的な情報発信



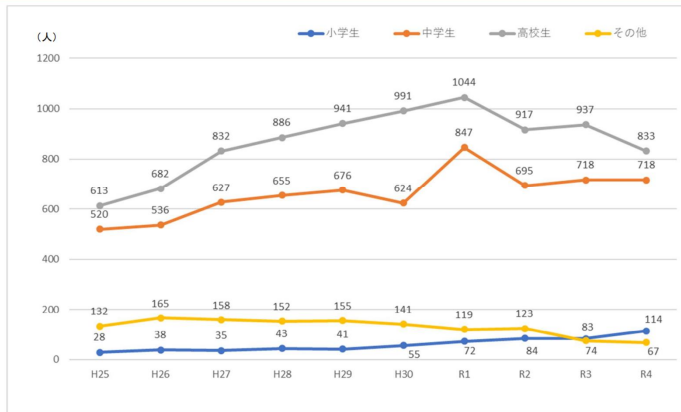
インターネット
【Web 2.0】
2010年代~



SNSで誰でも
双方向な情報発信

中高生のSNS起因の事犯が1500件超 事件化しないハラスメントなどの問題は更に多い

【SNSに起因する事犯】学職別の被害児童数の推移

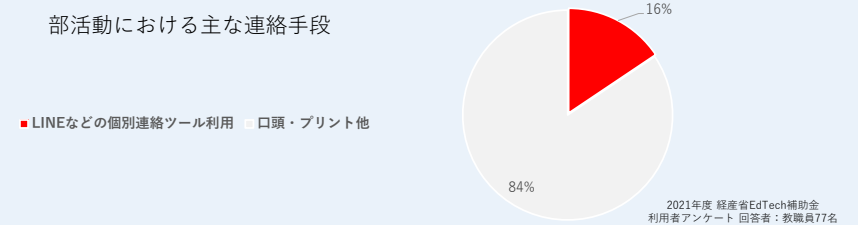


出典：警視庁『インターネット利用に係る子供の犯罪被害等の防止について』

教師・生徒間での個別の連絡先交換は原則禁止されています。

一方で、教職員の**7人に1人以上**が部活の連絡で、**LINE等の個別連絡ツールを使っている実態**があります。

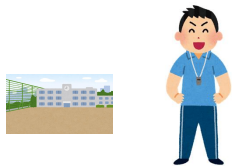
部活動における主な連絡手段



結果として、不祥事も発生してしまっています

部活動のあり方の変化

これまで



日々生徒とコミュニケーションを取り、
生徒との接し方に熟知した
責任ある立場の学校教員が統率して活動

これから



大学生を含む部活動指導員の活用や
地域クラブとの連携を行いながら
複数学校の生徒と一緒に活動

部活動のあり方の変化

効率的な連絡手段の**必要性は増す**

⋮

学内の連絡ツールだと運営が難しい

⋮

個人の連絡先交換やSNSでやりとり

⋮



関係者が増え潜む**リスクも増す**

これから



大学生を含む部活動指導員の活用や
地域クラブとの連携を行いながら
複数学校の生徒と一緒に活動

部活動のあり方の変化

自分のチームは大丈夫
自分はそんなことはしない

これから



大学生を含む部活動指導員の活用や
地域クラブとの連携を行いながら
複数学校の生徒と一緒に活動

実際の事案

活動の前後で部活動以外の相談にも乗る間柄の生徒と指導者がいました。

活動前後のコミュニケーション



SNS個別につながり時折相談



相談の延長でドライブへ



SNSの交換に抵抗のないデジタルネイティブ世代相手だからこそ、
指導者側にそのつもりがなく、良かれと思っての行動から
問題事案や事件につながってしまうこともある。

部活動のあり方の変化

効率的な連絡手段の**必要性は増す**

学内の連絡ツールだと運営が難しい

~~個人の連絡先交換やSNSでやりとり~~

~~関係者が増え潜む**リスクも増す**~~

①連絡・コミュニケーションにおける
ガイドラインを策定する

②仕組みでリスクを排除する

不祥事・ハラスメントが起こる前に

①連絡・コミュニケーションにおけるガイドラインを策定する

以下の4項目を満たす連絡体制を構築しましょう！

- 生徒と1対1のやり取りができない仕様になっているか？
私的なやり取りが犯罪や不祥事に繋がるリスクがあります。何かあってからでは遅いです。
- 生徒との個別連絡先の交換は発生しないか？
連絡先交換ができてしまうと、ツール外での連絡が可能になってしまいます。
- 管理者は連絡の内容を全て把握できるか？
管理者の目の届かないところでのやり取りはトラブルに発展するリスクがあります。
- 生徒の個人情報の取得・管理は配慮されているか？
生徒の電話番号やメールアドレス、生年月日などの取得は、
個人情報流出のリスクがあるため控えましょう。

不祥事・ハラスメントが起こる前に

②仕組みでリスクを排除する

- ・1対1の連絡が取れない
- ・管理者がやりとりをすべて閲覧できる

などの仕組みを取り入れて物理的に問題が起きないようにする。

参考情報

リスク管理の手段のとして、全国700校で導入！

【大阪府立学校・市区町村教育委員会様向け】
部活アプリ | BUKATSU MANAGER
無料活用モデルチーム・自治体募集



モデルチーム・自治体限定で
令和6年度末まで無料でご利用いただけます。

- 安心安全な連絡
- スケジュール・出欠管理
- チーム活動の記録
- オンライン集金（準備中）

地域スポーツクラブ活動体制整備事業等

令和6年度要求・要望額 4,246,815千円
前年度予算額 2,470,899千円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。子供の健全な成長を促進し、学校生活の質を向上。
- ✓ 「自己実現、活力ある社会と絆の強い社会作り、部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。」
- ✓ 子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ活動の中に部活動を取り込む、ウェルビーイングの実現、まちづくりの推進。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化を図り、体験機会を確保。

事業内容

- I. 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 2,439百万円 (980百万円) 補助: 国・府
- 各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めることとし、全国的な取組を推進する。
- II. 中学校における部活動指導員の配置支援 1,456百万円 (1,176百万円) 補助: 国・府
- 各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。 (補助額: 国・府) 補助率(国・府) 補助率(市・町) 補助率(県)
- ▶ 部活動指導員の配置を充実【13,000人】

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 取組事例

- ① 体制整備
 - ・関係団体・市区町村等との連携調整
 - ・コーディネーター配置、指導者確保
 - ・活動推進員等との連携の在り方
 - ・運営団体・実施主体の体制整備や情報の確保
- ② 指導者の質の保障・量の確保
 - ・人材の発掘・マッチング・配置
 - ・研修、資格取得支援
 - ・平日・休日の一貫指導
 - ・ICTの有効活用
- ③ 関係団体・分野との連携強化
 - ・スポーツ協会、競技団体、大学、企業等
 - ・スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
 - ・まちづくり、地域公共交通

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- ・事業成果の普及、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討
- ・運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- ・同一自治体での対応が困難な地域クラブ活動の整備促進策の検討 等

※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国・府は、都道府県・指定都市2対1
※2 ココニココから（学校運営協議会）等の仕組みを活用
※3 本事業は、国・府・市町村が連携して実施する。1中学校に1特別支援学校や中学校等を含む。体制は、おまてら一府である

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 352百万円 (315百万円) 補助: 国・府

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
・公立中学校の施設の整備、改善を支援（用具保管の備前設備、入り口ロビー設置に伴う扉の改修等）
・指導者養成のための研修等や「働き方改革」に向けた取組の実施等。
・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組み構築。
・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

